

【取組状況と課題】

(1)現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

西北圏域

別紙-1

項目	取組状況と課題	五所川原市	中泊町	御ヶ沢町	深浦町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	取組状況							河川管理者と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 基盤なし 河川管理者が水位周知河川と指定して、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 1河川(中村川)
	課題							
避難勧告等の発令基準	取組状況	五所川原市地域防災計画にて基準を定めている。 (洪水災害、土砂災害、高潮災害、津波災害)	平成29年1月の「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂により、当時の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」における基準等を改正している。	中村川 (1)避難準備情報 ①避難判断水位8.9m達し、なお水位の上昇が予想される場合 ②氾濫危険水位(特別警戒)9.7mに達すると見込まれるとき (2)避難勧告 ①氾濫危険水位(特別警戒)9.7mに到達したとき ②氾濫危険水位以上の状態が継続している。 ③異常な漏水等が発見されたとき。 (3)避難指示 ①堤防が決壊するおそれあとき(異常な漏水の進行や亀裂等が発見されたとき)。 ②決壊や越流が発生したとき。	平成29年度ガイドラインに沿って、避難勧告等の発令基準を定めている。なお、追良瀬川及び笹内川を水位周知河川に準じて警戒水位を定めるとともに、その他の小河川についても各種警戒において災害発生の際のある場合は、避難勧告を発令することとしている。	「避難勧告等のガイドライン」で避難勧告等の判断基準のひとつとして記載されている洪水警戒の危険度分布を含む新しい気象情報の提供を開始した(5日先までの「警戒級」になる可能性、危険度を色分けした時系列、大雨(浸水害)警戒と洪水警戒の危険度分布)。	市町村の避難勧告等の発令基準策定のための指導・助言	
	課題	避難勧告等の発令について、市では近年発令を行った事例が少ないため、発令に係るノウハウ・実績が少ない。	小泊川は2級河川のため、現在、避難の基準を定めていない。		避難勧告判断基準の運用に当たり、タイムリーな判断・運用ができるための経験不足	防災担当者や住民に対する新しい情報の更なる理解促進に努める。	避難勧告等の発令基準が未策定の市町村がある。	
避難場所・避難経路	取組状況	指定避難所一覧を市HPで公開しており、ハザードマップにも掲載されている。 避難経路はハザードマップに表示している(洪水、津波)。 避難施設の案内板を整備・設置している。	避難所については町のホームページに掲載、避難経路については定めていない。	町ホームページに、浸水想定区域図、道路冠水想定箇所、洪水ハザードマップ等を公表している。 ハザードマップを全世帯へ配布。	津波、高潮、土砂災害を想定した避難場所を指定しているが、特別に河川の洪水等を想定したものではない。		市町村の指定避難所・指定緊急避難場所の指定に対する指導・助言	浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。 1河川(中村川)において、今後5年間を目標に想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成公表。
	課題				特になし。		指定避難所・指定緊急避難場所を未指定の市町村がある。	
住民等への情報伝達の体制や方法	取組状況	防災行政無線、広報車、エリアメール、ラジオ、市HPを用いて災害時の情報伝達を行う。	防災行政無線や広報車、緊急通報メール、防災メールにより伝達するほか、警察や消防、水防団と連携し、直接訪問や電話をする。	避難準備情報、避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線・広報車・消防団車両による広報活動や、報道機関を通して実施。 自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携により、避難対象地区住民への情報周知を図る。	町として、追良瀬川及び笹内川、両河川とも警戒基準水位到達時は防災行政無線で近傍地区に情報提供する。また、登録制メールによって水防団に連絡する。 その他、町内全域には気象台発表の警戒の際は防災行政無線(アラート)で情報発信している。	新しい気象情報は、気象庁HP等で住民に直接提供している。	アラートによる避難勧告等情報、避難所開設情報の周知	水位情報、河川監視カメラ映像の情報をリアルタイムで公開 洪水お知らせメールにより水位などの情報発信
	課題	防災行政無線について、J-ALERTの自動起動は市浦地区のみである。	防災メールへの登録件数が少ない。	被災時に地域住民が的確な行動をとることができるように避難の心持等の周知徹底を図る必要がある。 防災無線施設等の老朽化、更新が必要である。	特になし。		要配慮者施設等に対する情報伝達の方法 災害時における防災HPと県HPの連携	
避難誘導体制	取組状況	市職員、市内消防組織、自主防災会と連携して避難誘導を行う。	町職員や消防署員、水防団員、自主防災組織と連携して避難誘導を行う。		防災計画によって風水害一般として、誘導・避難路の設定等計画を作成することとしているが、具体化はされていない。特に、洪水等においては想定浸水域等の知見も乏しく、を想定した避難路・避難場所を具体的には定めていない。	住民への防災知識の普及啓発の為に、気象庁WS(大雨)や防災紙芝居等の教材を用意している。		
	課題	近年は避難誘導につながるような災害が少ないため、有事の際の体制構築に係るノウハウ・実績が少ない。			洪水等災害における避難・誘導計画の具体化がされていない。	防災教育を気象台職員だけで取り組んでいく事は難しい。避難勧告・避難指示(緊急)が発令されても避難しようという住民が大勢居る現状を、単に数回の出前講座だけで解決出来るとは考えられない。協議会の取り組みの中で、学校の教員や企業に対してどうしたら避難していただけるのか話し合いをもてれば良いと考える。		

②水防に関する事項

項目	取組状況と課題	五所川原市	中泊町	御ヶ沢町	深浦町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
河川水位等に係る情報提供	取組状況	気象台、河川国道事務所より提供のあった情報により、基準に基づいて避難情報を発令する。	目視による確認、水位確認サイトでリアルタイムで確認、水防団からの情報収集。	目視による確認及び観測サイトでリアルタイムによる情報収集。 水防団事務職員より直接水防団へ連絡。 消防団事務職員が、各水位超過ごとに、電話連絡、メール等で、水防団に連絡する。	追良瀬川及び笹内川について、警戒基準水位に達した際に該当する近傍地域に防災行政無線によって、周知している。			河川管理者が基準水位観測所の水位により水防警戒を発表。
	課題				特になし。			
河川の監視区間	取組状況	職員、水防団、自主防災会が連携して監視を行う。	町職員や消防署員、水防団員と連携して河川の監視を行う。	各水防団(水防団)の受け持ち区間について、出動指令を受けて監視を実施。 職員、消防団(水防団)水防警戒が発令された区間を主として監視を実施している。	出水時には、水防団による河川監視			重要水防箇所を公表し重点的に監視。 出水時には、河川管理施設を点検するため河川監視を実施。
	課題				特になし。			
水防資機材の整備状況	取組状況	市、水防団、自主防災会がそれぞれ水防資機材を備蓄している。	公共施設や消防団結所に土袋1500袋、町職員及び水防団員に救命胴衣を6着整備している。	防災倉庫に水防資機材をストック 土のう100袋、シート7枚、排水ポンプ台	町の水防倉庫に土のう2800袋、スコップ50丁、シート20枚、鉄線20kg、排水ポンプ×2等を装備。土のうについては、各水防団にも砂を入れた状態で各20体装備			各地域整備部毎等に水防資機材を備蓄。
	課題	自主防災会の市内カバー率が低く、地区によっては水防資機材の整備が進んでいないと思われる。			特になし。			
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	取組状況	浸水が想定される区域に対象となる施設はない。	浸水が想定される区域に対象となる施設はない。					
	課題	防災拠点が水害にあう機会が少なく、代替庁舎の利用などのノウハウ・実績が無い。						

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	取組状況と課題	五所川原市	中泊町	御ヶ沢町	深浦町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
排水施設、排水資機材の操作・運用	取組状況	市所管の機材を用いて排水を行う。 災害の規模や排水箇所数によっては、市の協定締結先等へ排水を依頼。	場合によっては消防団のポンプを使用して排水作業を行う。	協定締結先の民間業者等へ依頼し排水作業を実施。 消防団の消防ポンプを活用した排水作業を実施。	町として排水ポンプ2機整備 その他民間建設会社へ委託			排水施設の配備はなし。 管理委託業者へ依頼し排水作業を実施。
	課題	協定締結先への排水依頼が行われたことがないため、有事の際の連携などのノウハウ・実績が無い。			町として、地積が広く大雨の場合多発的に浸水被害等が発生する可能性が大きいことから、排水ポンプの数が十分とは言えない。			

# 【取組状況】

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

西北圏域

別紙-1-①

## ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	五所川原市	中泊町	鯉ヶ沢町	深浦町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング							・河川管理者と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 該当なし ・河川管理者が水位周知河川と指定して、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。1河川(中村川)
避難勧告等の発令基準	・五所川原市地域防災計画にて基準を定めている。 (洪水災害、土砂災害、高潮災害、津波災害)	(職員独自調査) 避難準備・高齢者等避難開始: 水位観測所において、はん濫注意水位に到達し、1時間後には避難判断水位に到達すると予想され、なお、水位の上昇が見込まれる 避難勧告: 水位観測所において、避難判断水位に到達し、1時間後にははん濫危険水位に到達すると予想される、または河川はん濫のおそれがある 避難指示: 水位観測所において、はん濫危険水位に到達する。または堤防が決壊するおそれがある、大雨特別警報が発表される	・中村川 (1)避難準備情報 ①避難判断水位8.9m達し、なお水位の上昇が予想される場合 ②氾濫危険水位(特別警戒)9.7mに達すると見込まれるとき (2)避難勧告 ①氾濫危険水位(特別警戒)9.7mに到達したとき ②氾濫危険水位以上の状態が継続している。 ③異常な漏水等が発見されたとき。 (3)避難指示 ①堤防が決壊するおそれあるとき(異常な漏水の進行や亀裂等が発見されたとき)。 ②決壊や越流が発生したとき。  ・赤石川・鳴沢川 (1)避難準備情報 避難判断水位に到達し、当該地域の降雨状況、予測監視等において、さら水位の上昇が見込まれ、避難準備情報を発令するのが妥当と判断される。 (2)避難勧告 ①近隣河川の増水、当該地域降雨状、監視等により避難勧告 況や降雨予測、を発令するのが妥当と判断されるとき。 ②河川氾濫のおそれがあるとき。 (3)避難指示 堤防が決壊するおそれあるとき 堤防が決壊するおそれあるとき(異常な漏水の進行や亀裂等が発見されたとき)	平成29年度ガイドラインに沿って、避難勧告等の発令基準を定めている。なお、追良瀬川及び笹内川を水位周知河川に準じて警戒水位を定めるとともに、その他の小河川についても各種警報において災害発生のおそれのある場合は、避難勧告を発令することとしている。	・「避難勧告等のガイドライン」で避難勧告等の判断基準のひとつとして記載されている洪水警報の危険度分布を含む新しい気象情報の提供を開始した(5日先までの「警報級になる可能性」、危険度を色分けした時系列、大雨(浸水害)警報と洪水警報の危険度分布)。	・市町村の避難勧告等の発令基準策定のための指導・助言	
避難場所・避難経路	・指定避難所一覧を市HPで公開しており、ハザードマップにも掲載されている。 ・避難経路はハザードマップに表示している(洪水、津波)。 ・避難施設の案内板を整備・設置している。	岩木川に関しては洪水HMIに記載(避難経路までの記載はなし)しているが、県管理河川については、HMIはないため、避難所及び避難経路の定めはない	・町ホームページに、浸水想定区域図、道路冠水想定箇所、洪水ハザードマップ等を公表している。 ・ハザードマップを全世帯へ配布。	津波、高潮、土砂災害を想定した避難場所を指定しているが、特別に河川の洪水等を想定したものではない。		・市町村の指定避難所・指定緊急避難場所の指定に対する指導・助言	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。 ・1河川(中村川)において、今後5年間を目標に想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成公表。
住民等への情報伝達の体制や方法	・防災行政無線、広報車、エリアメール、ラジオ、市HPを用いて災害時の情報伝達を行う。	避難の勧告・指示の発令は防災行政無線や広報車、緊急通報メール、防災メールにより住民に伝達するほか、警察や消防、消防団と連携し、直接、戸別訪問や電話対応を実施する	・避難準備情報、避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線・広報車・消防団車両による広報活動や、報道機関を通して実施。 ・自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携により、避難対象地区住民への情報周知を図る。	町として、追良瀬川及び笹内川、両河川とも警戒基準水位到達時は防災行政無線で近傍地区に情報提供する。また、登録制メールによって水防団に連絡する。 その他、町内全域には気象台発表の警報の際は防災行政無線(Jアラート)で情報発信している。	新しい気象情報は、気象庁HP等で住民に直接提供している。	・Jアラートによる避難勧告等情報、避難所開設情報の周知	・水位情報、河川監視カメラ映像の情報をリアルタイムで公開 ・洪水お知らせメールにより水位などの情報発信
避難誘導体制	・市職員、市内消防組織、自主防災会と連携して避難誘導を行う。	避難の誘導は町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たるものとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全確保を最優先とする		防災計画によって風水害一般として、誘導・避難路の設定等計画を作成することとしているが、具体化はされていない。特に、洪水等においては想定浸水域等の知見も乏しく、を想定した避難路・避難場所を具体的には定めていない。	住民への防災知識の普及啓発の為に、気象庁WS(大雨)や防災紙芝居等の教材を用意している。		

## ② 水防に関する事項

項目	五所川原市	中泊町	鯉ヶ沢町	深浦町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
河川水位等に係る情報提供	・気象台、河川国道事務所より提供のあった情報により、基準に基づいて避難情報を発令する。	現場を確認し、基準を超えた場合は要配慮者利用施設や防災関係機関に直接電話等で連絡する	・目視による確認及び観測サイトにてリアルタイムによる情報収集。 ・水防団事務職員より直接消防団へ連絡。 ・消防団事務局職員が、各水位超過ごとに、電話連絡、メール等で、消防団に連絡する。	追良瀬川及び笹内川について、警戒基準水位に達した際に該当する近傍地域に防災行政無線によって、周知している。			・河川管理者が基準水位観測所の水位により水防警報を発表。
河川の巡視区間	・職員、水防団、自主防災会が連携して巡視を行う。	地域防災計画に記載はないが、水防団(消防団)に管轄する警戒区域の巡視を依頼している	・各消防団(水防団)の受け持ち区間について、出動指令を受けて巡視を実施。 ・職員・消防団(水防団)水防警報が発令された区間を主として巡視を実施している。	出水時には、水防団による河川巡視			・重要水防箇所を公表し重点的に巡視。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。
水防資機材の整備状況	・市、水防団、自主防災会がそれぞれ水防資機材を備蓄している。	公共施設や消防団詰所に土囊1500袋を製作、水防団には救命胴衣を60着整備している。そのほか、建設業協会との間で協定も締結している	・防災倉庫に水防資機材をストック 土のう100袋、シート7枚、排水ポンプ2台	町の水防倉庫に土のう2800袋、スコップ50丁、シート20枚、鉄線20kg、排水ポンプ×2等を装備。土のうについては、各消防団にも砂を入れた状態で各20体装備			・各地域整備部毎等に水防資機材を備蓄。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	・浸水が想定される区域に対象となる施設はない。	庁舎付近を流れる宮野沢川は堤防天板の高上げにより越流等の被害はないものと想定される					

## ③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	五所川原市	中泊町	鯉ヶ沢町	深浦町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
排水施設、排水資機材の操作・運用	・市所管の機材を用いて排水を行う。 ・災害の規模や排水箇所数によっては、市の協定締結先等へ排水を依頼。	今泉川、昆布掛川、尾別川、薄市川、中里川については樋門等の操作に関する覚書を県と締結しており、内水の排水を行う体制を確保している。場合によっては消防団の消防ポンプを活用して排水作業を実施している	・協定締結先の民間業者等へ依頼し排水作業を実施。 ・消防団の消防ポンプを活用した排水作業を実施。	町として排水ポンプ2機整備 その他民間建設会社へ委託			・排水施設の配備はなし。 ・管理委託業者へ依頼し排水作業を実施。

# 【課題】

西北圏域

(1)現状の水害リスク情報や取組状況の共有

別紙-1-②

## ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	五所川原市	中泊町	鯉ヶ沢町	深浦町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング							・河川管理者と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 該当なし ・河川管理者が水位周知河川と指定して、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 1河川(中村川)
避難勧告等の発令基準	・避難勧告等の発令について、市では近年発令を行った事例が少ないため、発令に係るノウハウ・実績が少ない。	職員独自で避難判断水位やはん濫危険水位を設定したため、信憑性はなく、現場での確認が欠かせない。		避難勧告判断基準の運用にあたり、タイムリーな判断・運用ができるための経験不足	防災担当者や住民に対する新しい情報の更なる理解促進に努める。	避難勧告等の発令基準が未策定の市町村がある。	
避難場所・避難経路		過去に重大な災害の経験が乏しいため、浸水の想定区域の判断ができない		特になし。		指定避難所・指定緊急避難場所を未指定の市町村がある。	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。 ・1河川(中村川)において、今後5年間で目標に想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成公表。
住民等への情報伝達の体制や方法	防災行政無線について、J-ALERTの自動起動は市浦地区のみである。	28年度より防災メールを導入し、登録した方が防災情報を取得できるようになったが、登録件数が少ない	・発災時に地域住民が的確な行動をとることができるように避難の心得等の周知徹底を図る必要がある。 ・防災無線施設等の老朽化、更新が必要である。	特になし。		・要配慮者施設等に対する情報伝達の方法 ・災害時における防災HPと県HPの連携	・水位情報、河川監視カメラ映像の情報をリアルタイムで公開 ・洪水お知らせメールにより水位などの情報発信
避難誘導体制	・近年は避難誘導につながるような災害が少ないため、有事の際の体制構築に係るノウハウ・実績が少ない。	発災時に地域住民が的確な判断ができるよう避難の心掛け等の周知徹底を図る必要がある		洪水等災害における避難・誘導計画の具体化がされていない。	防災教育を気象台職員だけで取り組んでいく事は難しい。避難勧告・避難指示(緊急)が発令されても避難しようとしていない住民が大勢居る現状を、年に数回の出前講座だけで解決出来るとは考えられない。協議会の取り組みの中で、学校の教員や企業に対してどうしたら避難していただけるのか話し合いをもてれば良いと考える。		

## ② 水防に関する事項

項目	五所川原市	中泊町	鯉ヶ沢町	深浦町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
河川水位等に係る情報提供		量水標がない河川が多いため、現場での確認が必須である。		特になし。			・河川管理者が基準水位観測所の水位により水防警報を発表。
河川の巡視区間		発災時に水防団が確実に活動できるとは言い難い。また、受け持ち区間の距離が長すぎる		特になし。			・重要水防箇所を公表し重点的に巡視。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。
水防資機材の整備状況	・自主防災会の市内カバー率が低く、地区によっては水防資機材の整備が進んでいないと思われる。	建設業協会との間で災害時の応急対策業務の協定を締結しているが、夜間の場合は大型土嚢の搬送など対応が厳しい		特になし。			・各地域整備部毎等に水防資機材を備蓄。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	防災拠点が水害にあう機会が少なく、代替庁舎の利用などのノウハウ・実績が無い。						

## ③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	五所川原市	中泊町	鯉ヶ沢町	深浦町	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
排水施設、排水資機材の操作・運用	・協定締結先への排水依頼が行われたことがないため、有事の際の連携などのノウハウ・実績が無い。	大規模水害の場合は、消防団のポンプのみで排水するのは困難である		町として、地積が広く大雨の場合多発的に浸水被害等が発生する可能性が大きいことから、排水ポンプの数が十分とは言えない。			・排水施設の配備はなし。 ・管理委託業者へ依頼し排水作業を実施。